

藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について  
次の者を藤沢市いじめ問題調査委員会委員に委嘱する。

2019年（令和元年）7月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

## 1 氏名等

ふり 氏 がな 名	生年月日	住 所	選出 区分	新任 再任 の別
いしの ゆりこ 石野 百合子			弁護士	新任
やすい きよし 安井 清			医師（小児科）	再任
いしい たかこ 石井 孝子			臨床心理士	再任
はやし かつじ 林 勝治			社会福祉士	新任
しまざき まさお 嶋崎 政男			学識経験者	再任

## 2 任期

2019年（令和元年）7月17日から2021年（令和3年）6月30日まで

## 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市いじめ問題調査委員会委員の任期満了に伴い、藤沢市いじめ問題調査委員会規則第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要による。

なお、任期については、藤沢市いじめ問題調査委員会規則第3条第2項において2年と規定されているが、今回に限り2年以内とする。

## 参 考

藤沢市いじめ問題調査委員会規則 抜粋

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者

(3) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者

(4) 教育に関し学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。